

非暴力と反軍の九条

(3)

古沢 宣慶

との論証のために、判決は違憲判断に関わって行く。

「保安林指定の解除処分は基地の設置と不可分に結びつくものであり、その結果、原告らの平和的生存権などが侵害される恐れが生じていると疑われるのであるから、裁判所としては、憲法判断を回避することは許されない。違憲審査権が積極的に行使すべき場合に該当するといわなければならない。」

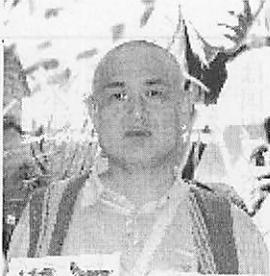
次いで「統治行為論」を退けた。

憲法前文は、「国民主権主義と基本的人権尊重主義、そして平和主義」を定めた。憲法の平和主義は第九条に「戦争放棄」と「戦力不保持」を規定していて、「再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意する」という「積極的なもの」である。非戦・非武装の追求こそが「積極的平和主義」なのだ。

九条解釈に入る。一項では自衛戦争、制裁戦争までは放棄していないが、二項での「戦力不保持」の規定により、自衛戦争、制裁戦争を行なうことは事実上不可能となる。

国家自衛権は「放棄したものと解すべきではない」が、「自衛権を保有し、これを行使することは、直ちに軍事力による自衛に直結しなければならないものではない。」

国家の安全保障は「究極的には国民各人の生命、身体、財産などの生活の安全を守ることにほかならない」として、近年の「人間の安全保障」論を先取りした。であるなら



古沢 宣慶

40年前の9月7日、自衛隊の存在そのものが「違憲」だという画期的な司法判断が出た。長沼ナイキ訴訟第一審の札幌地裁判決である。裁判長の福島重雄は、上からの圧力や脅迫、同僚らのシカトにも屈せず裁判官としての信念を貫き通した。本年5月3日の朝日新聞に登場し、その後は「冷や飯をくわされた」が、良心に従った自分の判断は間違っていないと語った。あの判決は、「政策として自衛隊を持つことが適当かどうかを判断」したのではなく、条文に従ったまでのことである。憲法改正も一つの選択肢だ。「ただ、違憲だと思うのに司法が沈黙したら、現実を是認するだけになる」。

福島は、人間として、裁判官としての生き方はすばらしい。そして、その後の「冷や飯」人生を生き抜き、自らの信念を曲げることなく胸を張って判決の正しさを語ったことは、さらにすばらしい。できることならば私もこのように生きたいものである。しかし、運動の立場からすれば、また違う方向が大切に

なってくる。「司法判断」ではなく、自衛隊の存在そのものを問う「政策」の問題である。仮にこの後、違憲判決が続いて九条下では自衛隊があつてはならないことが明白になったとしても、現存する自衛隊が急に消えてしまいうわけではない。それはアウト・ローの暴力集団と化して居直り続け、必要とあらばクーデターを起こして自ら政権奪取するだろう。だからこそ、たんなる憲法裁判ではない「小西反軍裁判」と、そこから派生した自衛隊解体運動に大きな意味が生じる。

条文の正しい解釈といった問題を超えて、九条を自衛隊解体運動によって「実現」させなければならぬ。

といった事を念頭に置いた上で、長沼一審判決を見て行きたい。

判決は主文で、「被告が昭和四十四年七月七日、農林省告示第一、〇二三号をもってした左記保安林の指定を解除する旨の処分を取り消した。」

保安林は長沼住民の生活権、さらには「平和的生存権」を守るものであり、「公益」を有するものである。それに反し、ナイキJ発射基地の建設は「公益」に値しない。そのこ

ば、安全保障にとつて「軍事力だけが唯一必要不可欠なもの」ではない。「わが国の憲法も、このような理念に立脚している。」

「国家の自衛権を行使する手段」は、「平和時における外交交渉を通じて侵害を未然に回避する方法のほか、危急の侵害に対し、本来は国内の治安維持を目的とする警察がこれを排除する方法、民衆が武装をもつて抵抗する群衆蜂起の方法もある。」

さらに次の一文が続くのだが、なぜか見逃されている。

「また、証人小林直樹の尋問結果からも、非軍事的な自衛抵抗に数多くの方法があり、それは、将来とも、その時代や状況に応じ、国民の英知と努力によつて、いつそう数多くの種類と方法が見出されていくべきものと思われる。」

これは明らかに、非武装・非暴力による「市民的防衛」への言及である。ここに名の出た小林直樹は、論文「憲法第九条の総合的検討」の注に以下の参考文献を挙げている。

石田雄『平和の政治学』68年

宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』71年

ジョン・シャープ『武装なき民衆の抵抗』72年

さらに本文で小林は、「第九条の非武装の理念」は、「久野収氏のいうように、『思想力、政治力をたよりとするもの』であるから、ガンディーの『サチャグラハ』(『真実』)に立脚した力だなければならない」と論じた。

国家自衛権に関しては、後に山内敏弘が

「自衛権」が不可避免的に「武力」、つまり「戦力」の行使を伴わざるをえないものである以上、「戦力」の保持を禁じられてた日本国憲法の下にあつては、そのような「自衛権」も実質には放棄されたものとみなざるをえない」と結論した。(『日本国憲法と「自衛権」観念』) このような意味での国家自衛権否認は、小林孝輔によると、「学界においてはほぼ通説とみられる。」(『憲法構造における九条の位置』)しかし、これは七九年の時点の話であつて、「柔軟な頭脳」をもつた若い憲法学者たちの間では、どうなつていいるだろうか？

陸・海・空自衛隊の各幕僚長らを含む証人尋問によつて、自衛隊の「軍隊」としての実態が暴露されていった。そのことを踏まえた上で、判決は次のように断じた。

「自衛隊は、明らかに『外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体』と認められる軍隊である。陸・海・空の各自衛隊は、憲法第九条第二項で、その保持を禁じられている『陸海空軍』という『戦力』に該当する。」

そして、このような各自衛隊の組織、編成、装備、行動などを規定している防衛庁設置法、自衛隊法、その他これに関連する法規は、いずれも同様に憲法の右条項に違反し、憲法第九八条により、その効力を有し得ないものである。」

どうしても「軍隊」を持ちたい国(被告)側は、主権国家を自明の前提として「固有の自衛権が存在する」とし、「自衛権」がある以上、「戦力」にいたらない「自衛力」の保有は九条違反ではないと主張した。

「戦力」にいたらないものが「自衛力」、「自衛力」を超えるものが「戦力」というトリートロジを、原告側は厳しく追及し、福島判決はそれに見事に応じた。具体的運動は実現可能なものでなければならぬとしても、福島判決が示した「自衛隊違憲」の原則は、決して崩してはならない。より積極的には、国側が自明視する主権国家なるものが絶対的ではないことを明らかにし、軍隊否定論を展開して行く必要があるだろう。

(ふるさわ・せんけい／日蓮宗浄鏡寺住職)

